**モデル労使協定等**

（１）インターバル協定

|  |
| --- |
| （協定例）  　　　勤務と勤務の間の休息時間の確保に関する協定    　　○○株式会社と○○労働組合は、勤務と勤務の間の休息時間の確保に関して、次のとおり協定する。  １　いかなる場合（労働基準法第33条に定める臨時の必要がある場合を除く）も、  １日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも８(11)時間の休息を確保す  るものとする。  　　２　前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、当該  始業時刻から満了時刻までの時間は労働したものとみなす。  　　　　令和○○年○月○日  　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社　　○○　○○　印  　　　　　　　　　　　　　　○○労働組合  　　　　　　　　　　　　　　（労働者代表）　○○　○○　印 |

|  |
| --- |
| 年次有給休暇の計画的付与に関する就業規則の規定例  （年次有給休暇）  第○条　従業員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、所定の手続により、事前に届出をしなければならない。  ２　会社は、前項の規定により請求された月日に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げると認められる場合においては、これを他の月日に変更することができる。  ３　第1項及び前項の規定にかかわらず、会社が労働組合との協定により年次有給休暇を計画的に付与することとした場合においては、その協定の定めるところにより同休暇を付与するものとする。  ４　従業員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定に係る部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。 |

（２）年次有給休暇の計画的付与例

○　就業規則規定例○　年次有給休暇計画的付与協定

①　一斉付与方式の場合

|  |
| --- |
| 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定例  　　　　○○製作所株式会社と○○製作所労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。  １　当社の本社に勤務する社員が有する平成○○年度の年次有休休暇のうち４日分については、次の日に与えるものとする。  　　　４月26日、30日、５月２日、７日  ２　当社社員であって、その有する年次有休休暇の日数から５日を差し引いた残日数が「４日」に満たないものについては、その残日数の限度で、第１項に掲げる日に特別有給休暇を与える。  ３　この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、第１項に定める指定日を変更するものとする。  　　　令和○○年○月○日　　　　　　　　　　　　○○製作所株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総務部長　○○○○○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○製作所労働組合  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　○○○○ |

②　グループ別付与方式の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定例  　　　　○○商事株式会社と○○商事従業員○○○○とは、標記に関し、次のとおり協定する。  １　各課において、その所属の社員をＡ、Ｂの２つのグループに分けるものとする。その調整と決定は各課長が行う。  ２　各社員が保有する令和○○年度の年次有給休暇のうち５日分については各グループの区分に応じて、次表のとおり与えるものとする。   |  |  | | --- | --- | | Ａグループ | ８月５日～９日 | | Ｂグループ | ８月12日～16日 |   ３　社員のうち、その保有する年次有給休暇の日数から５日を差し引いた残日数が「５」に満たないものについては、その残日数の限度で、第２項に掲げる日に特別有給休暇を与える。  ４　この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第２項に定める指定日を変更するものとする。  　　　令和○○年○月○日　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人事部長　○○○○○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　○○○○ |

③　個人別付与方式の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定例  　　　　○○販売株式会社と同社従業員代表○○○○とは、標記に関して次のとおり協定する。  １　当社の従業員が保有する平成○○年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、５日を超える部分については６日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その保有する年休の日数から５日を差し引いた残日数が「６」に満たないものについては、その残日数の限度で特別有休休暇を与える。  ２　年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 前期 | ４月～９月の間で３日間 | | 後期 | 10月～翌年３月の間で３日間 |   ３　各個人別の年休付与計画表は、各回の休暇対象期間が始まる２週間前までに会社が作成し、発表する。  ４　各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各回の休暇対象期間が始まる１か月前までに、所属課長に提出しなければならない。  ５　各課長は、第４項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。  ６　この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第２項に定める指定日を変更するものとする。  　　　令和○○年○月○日　　　　　　　　　　　　○○販売株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取締役社長　○○○○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○販売株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　○○○○ |
| 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定例  　　　　○○販売株式会社と同社○○販売労働組合は、標記に関して次のとおり協定する。  １　当社の従業員が保有する平成○○年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、５日を超える部分については５日を限度として計画的に付与するものとする。  ２　年休の計画的付与の期間は、７月１日から９月31日までとする。  ３　組合員は６月10日までに、所属長に対し、期間中において年休の所得を希望する日を申し出るものとする。  ４　各所属長は、所属組合員の年休取得希望日が特定の時期に集中し、業務の正常な運営に支障を与えるおそれがあると認められた場合には、組合員に対して希望日の変更を求めることができる。各所属長は、希望日の変更を求める場合は６月20日までに組合員にその旨を通知するものとする。  ５　本年度の年休の日数から５日を控除した残日数が「５」に満たない組合員に対しては、その残不足する日数の限度で、第２項の期間中に特別有給休暇を与える。  ６　各所属長は、所属組合員の年次有給休暇表を作成し、組合員に提示するものとする。  　　　令和○○年○月○日　　　　　　　　　　　　○○販売株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取締役社長　○○○○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○販売株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　○○○○ |

（３）　年次有給休暇の積立制度の規定例

|  |
| --- |
| 年次有給休暇の積立制度規定  　　　（総則）  第１条　この規定は、当社における年次有給休暇の積立制度の取扱い基準を定めるものである。  　　　（定義）  第２条　この規定において、年次有給休暇の積立制度とは、権利発生後２年間取得しなかったために、時効により消滅する年次有給休暇を積立てておく制度をいう。  　　　（制度の趣旨）  第３条　この制度は、やむを得ず未取得となった年次有給休暇の有効活用を図り、社員の労働福祉を向上させる。  　　　（年間の積立日数の上限）  第４条　積立てることのできる年次有給休暇の日数は、年間10日を限度とする。  　　　（総積立日数の上限）  第５条　積立てることのできる年次有給休暇の総日数は、90日をもって上限とする。  　　　（使用目的）  　　　　第６条　積立てた年次有給休暇の使用目的は、次のいずれかとする。  　　　　　１　私傷病により休業日が２週間以上に及んだ場合  　　　　　２　自己啓発を行う場合  　　　　　３　社会奉仕活動に従事する場合  　　　　　４　55歳以上の者が定年後の再就職または独立自営のための準備をする場合  　　　（許可）  第7条　積立てた年次有給休暇の使用に当たっては、人事部長の許可を受けなければならない。  　　　（通常の年次有給休暇との関係）  第８条　積立てた年次有給休暇の使用は、その時点で保有する通常の年次有給休暇よりも優先させるものとする。  　　　（台帳の管理）  第９条　会社は、「年次有給休暇積立台帳」を作成し、各人ごとの積立・使用状況を記録しておくものとする。  　　　　　　②　社員は、前項の台帳を自由に閲覧することができる。  　　　（付則）  　　　　　この規定は、令和　　年　　月　　日から施行する。 |